

5 違反食品等処理状況

令和3年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は20件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）違反1件（5.0%）、食品衛生法第13条（食品等の規格及び基準）違反1件（5.0%）であり、不良食品は4件（20.0%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反は10件（50.0%）であった。

食品について見ると、菓子類（6件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
R3	4		1	1			10			16	4		20	18	1	1
R2			1	1			1			3	15		18	12	2	4
R元	6			2		1	10			19	18		37			
H30				7			2			9	10		19	18		1
29	2			2			5			9	12		21	19	2	0

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（注3） 19条に定められていた食品等の表示基準については、平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

（2）違反食品等発見件数

食品区分	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計	4		1	1					10	16	4		20	18	1	1
魚介類				1					1	2	2		4	4		
冷凍食品																
生食用冷凍鮮魚介類																
その他の	2									2			2	2		
魚介類加工品																
肉卵類及びその加工品																
乳																
乳製品																
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓																
穀類及びその加工品									1	1			1	1		
弁当類																
野菜類果物及びその加工品									1	1			1	1		
菓子類	1								5	6			6	5	1	
清涼飲料水																
酒																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品				1						1			1			1
その他の食品	1								2	3	1		4	4		
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条			12条			13条		18条		不良				
			腐変敗・異物	その他	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発生の	かびの	その他
魚介類		3							1								2
冷凍食品	無加熱摂取																
	凍結前加熱・加熱後摂取	2		2													
	凍結前未加熱・加熱後摂取																
	生食用冷凍鮮魚介類																
	魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
	肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1													1		
	乳製品																
	乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																
	アイスクリーム類・氷菓																
	穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
	弁当類																
	野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
	菓子類	1		1													
	清涼飲料水																
	酒																
	氷雪																
	水																
	かん詰・びん詰食品	1				1											
	その他の食品	2		1													1
	添加物																
	化学的合成品及びその製剤																
	その他の添加物																
	器具及び容器包装																
	おもちゃ																
	洗浄剤																
	計	10		4		1			1						1		3

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況（食品表示法第5条）

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所 又は加工所	製造地 又は所在地	製造者 又は加工者	賞味期限 又は消費期限	添加物表示	原材料 及び肉類	使用・保存 の基準 又は用途	殺菌方法	その他	不適正
マ	ガ												
酒	精飲												
清	涼飲												
食	肉製												
	品												
	魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン												
	シアン化合物を含有する豆類												
	冷凍食品												
	放射線照射食品												
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品												
容器包装に入れられた食品	食肉												
	生かき	1										1	
	生めん（ゆでめん類を含む。）	1					1						
	即席めん類												
	弁当												
	調理パン												
	そばざい												
	魚肉ねり製品												
	生菓子												
上記以外の加工食品	8		1		2	1	4						
添	加												
乳及び乳製品	牛乳												
	加工乳												
	アイスクリーム												
	はっ酵乳												
	乳酸菌飲料												
	乳飲料												
その他													
	計	10		1		3	1	4				1	

- (注) 広島市、呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 令和3年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	西部東	東京	パインアップル・シラップづけ(ベビー)	食品衛生法第12条違反	指定外添加物(サイクラミン酸)検出(基準:含有してはならない)	管轄自治体へ通報報告書の徴収
2	西部	東部	さわやかあまいも 瀬戸内レモン果汁100%	食品衛生法第6条第4号違反	異物(なめくじ)混入	報告書徴収再発防止対策
3	北部	北部	三次めぐり	食品表示法第5条違反	表示にない特定原材料(小麦)の検出→コンタミネーション	自主回収改善報告書
4	北部	北部	マカロン	食品表示法第5条違反	特定原材料の表示漏れ	自主回収改善報告書
5	鳥取	東部	豆腐ハンバーグ	食品衛生法第6条第4号違反	異物(洗浄ブラシ)混入	報告書の徴収
6	大津市	東部	スクールランチ餃子	食品衛生法第6条第4号違反	異物(石)混入	改善指導報告書の徴収
7	西部	長崎県	長崎カステラ	食品衛生法第6条第4号違反	異物(木片)混入	報告書の徴収
8	北部	北部	大根酢漬け	食品表示法第5条違反	着色料(黄色4号)の表示漏れ	報告書の徴収
9	東部	東部	海老ブロッコリーのサラダ他	不良	衛生管理の不備(保存温度不適)	自主回収改善報告書
10	東部	東部	華・AY(鰹節,ふりかけ等)	食品表示法第5条違反	賞味期限の誤表記	自主回収改善報告書
11	東部	東部	アメリカンクッキー(ピーカンナッツ)	食品表示法第5条違反	アレルギー(乳)表示の欠落	自主回収改善報告書
12	東部	東部	尾道の懐かしの味大人のピリ辛手羽先	不良	衛生管理の不備・異臭の発生(不明)	自主回収改善報告書
13	東部	東部	尾道生プリン尾道抹茶プリン	食品表示法第5条違反	製造者住所の記載漏れ	自主回収改善報告書
14	西部 広島	西部 広島	焼きのりきざみ	食品表示法第5条違反	賞味期限の誤表記	自主回収改善報告書
15	東部	東部	尾道ラーメン壱番館	食品表示法第5条違反	賞味期限表示の欠落	自主回収改善報告書
16	西部 広島	西部 広島	オレンジラメル他	食品表示法第5条違反	アレルギー(乳)表示の欠落	自主回収改善報告書
17	広島市	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)1.8%	指導
18	西部	西部	生かき(生食用)	食品表示法第5条違反	採取海域の誤表示	指導
19	神戸市	西部	生かき(生食用)	違反(成分規格)	細菌数620,000/g	指導
20	北部	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)0.9%	指導

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。